

県政にあなたのご意見を！

# 審議会等委員の公募



◆募集期間◆

令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）

島根県では、県民の皆様の県政への積極的な参画を進めています。  
審議会等に参加して、あなたの意見を県の施策に活かしてみませんか。

審議会等の名称	募集人数
●島根県男女共同参画審議会	2人
●島根県消費生活審議会	2人
●島根県環境審議会	1人
●島根県水と緑の森づくり会議	1人
●島根県社会教育委員の会	1人
●島根県立青少年の家運営委員会	1人
●生涯学習推進施設運営委員会	1人

- 応募資格等、詳細は裏面の「公募を実施する審議会等」一覧をご覧ください●
- 応募条件など不明な点については、事前にご確認ください。
- 応募締切は、令和8年4月30日（木）必着です。
- 応募申込書及び小論文等の必要書類を島根県総務部人事課に提出してください。
- 応募申込書様式の電子媒体は島根県ホームページに掲載していますので、必要な方はご活用ください。 <https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/jinji>
- 選考結果は、後日、応募者の方に担当課より直接お知らせします。
- 選考に係る費用（面接時の移動経費、書類提出の郵送料など）は自己負担となります。

## ●申込先・公募に関するお問い合わせ

島根県 総務部 人事課 行政改革推進室

〒690-8501 松江市殿町1番地

電話：0852-22-6291

FAX：0852-22-5024

メールアドレス：jinji@pref.shimane.lg.jp

※審議会等の具体的内容、選考方法については、「公募を実施する審議会等」一覧に記載の『問い合わせ先』へお願いします。

# 公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集人数	審議会等の概要	選考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催回数	任期	問い合わせ先
1	島根県男女共同参画審議会	2人	島根県男女共同参画審議会 は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、島根県男女共同参画推進条例第22条に基づき幅広く意見をいいたくため設置した附属機関であり、産業・労働、教育、保健医療、法律関係、行政関係等分野の委員、公募で選ばれた委員から構成しています。	①島根県内に住所を有する満18歳以上の方（令和8年6月1日現在） ②男女共同参画に関心をお持ちで、審議会（年1～4回程度、平日開催）に出席できる方 ※ただし、国・地方公共団体の議員及び職員は応募できません。  政策企画局に設置する選考委員会（外部委員を含む）で書類審査及び面接結果に基づき、審査を行い決定します。 ①書類審査 応募にあたり、「男女共同参画社会の実現に向けて私たちが取り組むべきこと」をテーマとした小論文（800字以内）を提出していただきます。 ②面接選考 令和8年5月下旬に松江市内で実施予定です。	令和8年度 4回程度 (平日開催)  令和9年度 1回程度 (平日開催)	R8.6.1 ～ R10.5.31	女性活躍推進課 男女共同参画係 TEL:0852-22-5629 FAX:0852-22-6155 E-mail: josei- katsuyaku@pref.shimane. lg.jp
2	島根県消費生活審議会	2人	知事の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議するとともに、消費者の苦情のうち解決困難なものに対処する等を行う。	①島根県内に在住する満18歳（令和8年7月27日現在）以上の方 ②審議会（年3回程度、平日開催）に出席できる方 ③「今日の消費者問題について思うこと」をテーマとした小論文（800字以内）を提出 ※ただし、次の方は応募できません。 ・国又は地方公共団体の議員又は職員 ・島根県の他の審議会の委員  選考委員会において書類選考（申込書、小論文）及び面接を行い、性別、年齢、居住地域、活動内容を考慮したうえで選考します。また、選考結果を応募者本人に通知します。 面接時間・会場等、詳細は別途連絡します。（面接会場は松江市内等。応募者の方の状況に応じてWEB面接を行います。）	年3回 程度 (平日開催)	R8.7.27 ～ R10.7.26	環境生活総務課 消費とくらしの安全室 TEL:0852-22-5103 FAX:0852-32-5918 E-mail: shohishitsu@pref.shimane. e.lg.jp

# 公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集人数	審議会等の概要	選考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催回数	任期	問い合わせ先
3	島根県環境審議会	1人	環境保全に関する条例、計画等の策定や変更に関する審議や環境総合計画等の各種計画の進捗管理、環境施策に関する重要事項の報告等を行う。 委員の定数：20人以内 委員の任期：2年	①県内に住所を有する満18歳以上（令和8年7月1日現在）の方 ②環境の保全に関心をお持ちで、審議会（平日開催）に出席可能な方 ③応募に当たり、「今日の環境問題について思うこと」をテーマとした小論文（800字以内・様式任意）を提出していただきます。 ※ただし、国、地方公共団体の議員及び職員、島根県の審議会委員は応募できません。  島根県環境審議会公募委員選考委員会において、書類選考を通過した方を対象に面接を行い、性別、年齢、居住地、活動内容を考慮した上で選考します。	年1～4回程度 1回につき2時間程度	R8.7.1 ～ R10.6.30	環境政策課 環境企画係 TEL:0852-22-6344 FAX:0852-25-3830 E-mail: kankyo@pref.shimane.lg.jp
4	島根県 水と緑の森づくり会議	1人	安全で安心な生活に不可欠な「水」を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいくため、豊かな森を保全しながら賢明に利用していく「水と緑の森づくり」に県民のアイデアと参加を基本として取り組んでいます。「水と緑の森づくり」を着実に推進することについて、広く県民の意見を聴き、「水と緑の森づくり」に関する施策展開に資することを目的として「島根県水と緑の森づくり会議」を設置しています。	①島根県の森を保全・利用することを通じて、水を育む緑豊かな森を次の世代に引き継ぐことに関心のある県内在住者。 ②満18歳以上（令和8年4月1日現在）で、年2回程度の「水と緑の森づくり会議」（平日開催）に出席できる方。（ただし、国及び地方公共団体の議員・職員並びに県の審議会の委員除く。） ③任期中、「県民参加の森づくり事業費交付金」に申請者や受託者として携わらない方。 ④次のテーマについて提案書（800字以内）を提出していただきます。 テーマ「県民の森づくり参加を進めるためのアイデア」  水と緑の森づくり会議委員選考基準に基づき、応募申込書及び提案書による書類審査を行い、これを通じた方に対して面接を行うたうえで、総合的に評価して選考します。	年2回程度	委嘱日 (R8.6頃) ～ R10.3.31	林業課 水と緑の森づくり係 TEL:0852-22-5166 FAX:0852-26-2144 E-mail: mizumori@pref.shimane.lg.jp

# 公募を実施する審議会等

No.	審議会等の名称	募集人数	審議会等の概要	選考（上段：応募条件等、下段：選考方法）	開催回数	任期	問い合わせ先
5	島根県 社会教育委員の会	1人	社会教育法第15条に基づき、社会教育に関する専門的知識、社会教育の意見を県社会教育行政に反映させるため設けられた、島根県教育委員会の諮問機関。 委員の定数：20人以内 委員の任期：2年	次の①～④の要件をいずれも満たす方とします。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募することができません。 ①島根県内に居住している満18歳以上の方（令和8年4月1日現在） ②島根県社会教育行政に関する計画立案、調査研究等を行うために必要となる知見をお持ちの方 ③家庭教育の向上に資する実践活動を行っている方 ④島根県社会教育委員の会議（原則平日開催）に出席できる方 応募にあたり、「島根県社会教育委員応募用紙」（別紙）に必要事項を記入し提出していただきます。 ----- 島根県社会教育委員公募選考委員会において、書類選考及び面接を行い、性別、年齢、居住地域、活動内容を考慮したうえで選考します。	年2回程度	R8.6.24 ～ R10.6.23	社会教育課 社会教育スタッフ TEL:0852-22-5429 FAX:0852-22-6218 E-mail: shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
6	島根県立 青少年の家運営委員会	1人	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則第13条に基づき、青少年の家の運営に関する、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる機関。 委員の定数：15人以内 委員の任期：2年	公募の委員の応募資格は、次に掲げる要件を全て満たす方とします。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募することができません。 ①島根県内に住所を有する満18歳以上の方 ②地域の子ども会活動など、青少年の健全育成に資する活動を行っている方 ③島根県立青少年の家運営委員会（平日に開催）に出席できる方 ----- 公募の委員の選考にあたっては、島根県立青少年の家運営委員会公募選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機や青少年の健全育成に資する活動の内容等を総合的に審査して行います。	年1回	R8.7.1 ～ R10.6.30	青少年の家 総務課 TEL:0853-67-9063 FAX:0853-69-1016 E-mail: sunlake@pref.shimane.lg.jp
7	生涯学習推進施設 運営委員会	1人	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則第6条に基づき、東部・西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に添わずとも、東西センターの運営に対し意見を述べる機関。 委員の定数：10人以内 委員の任期：2年	公募の委員の応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たす方とします。ただし、国及び地方公共団体の議員及び職員は応募することができません。 ①島根県内に住所を有する満18歳以上の方 ②生涯学習・社会教育に精通し、地域力の向上に資する活動を行っている方 ③生涯学習推進施設運営委員会（平日に開催）に出席できる方 ----- 公募の委員の選考にあたっては、生涯学習推進施設運営委員会公募選考委員会を設置し、応募者から提出された書類及び応募者の面接に基づき、応募の動機や地域力の向上に資する活動の内容等を総合的に審査して行います。	年1回	R8.9.21 ～ R10.9.20	東部社会教育研修センター TEL:0853-67-9060 FAX:0853-69-1380 E-mail: tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp

## 島根県審議会等委員応募申込書

希望する審議会等名			
住 所 (連絡先)	(〒        -        )		
	電話        -        -	F A X        -        -	
(ふりがな) 氏 名			
生 年 月 日	昭和・平成・西暦        年        月        日 (        歳) 男・女		
職 業 (勤務先など)			
自 己 略 歴	年月又は略歴	名称又は内容	
応募の動機			

《記入上の留意事項》

- 1) 自薦によります。
- 2) 「自己略歴」欄は、差し支えない範囲でご記入ください。
- 3) 小論文等の提出が必要な場合がありますので、「公募を実施する審議会等」で確認の上、本申込書に添えて提出してください。
- 4) ご提出いただいた書類（申込書・小論文）はお返しできませんので、ご了承ください。
- 5) この申込書は、令和8年4月30日（木）までに郵送、FAX又はメール(すべて必着)により下記まで提出してください。

〈提出先〉

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県総務部人事課(行政改革推進室)  
 TEL: 0852-22-6291 FAX: 0852-22-5024  
 e-mail: [jinji@pref.shimane.lg.jp](mailto:jinji@pref.shimane.lg.jp)

※応募に際して記載された個人情報、委員選定の目的以外には使用いたしません。

この頁は、空白です

## 島根県社会教育委員 応募用紙

ふりがな 氏 名		住 所	〒 —
平日昼間 の連絡先	( ) 自宅 ( ) 勤務先 ( ) 携帯電話 (いずれかに○印) 電話番号 — —		
<p>(1) 社会教育についてのお考えについて                  (現在の生活や社会情勢における現状と課題、社会教育に求められている役割、今後の展望など                  についてお書きください。)</p>			

(裏面もご記入ください)

(2) 家庭教育の向上に資する実践活動について(以下の各項目についてお書きください。)

ア 実践活動の具体的内容についてお書きください。

---

イ 実践活動の開始時期や、活動の頻度などについてお書きください。

---

ウ グループ・団体等の構成員数や、活動の利用者数などについてお書きください。

---

エ 実践活動の現状と課題、今後の展望などについてお書きください。

※収集した個人情報は、公募委員選考の目的以外に使用することはありません。